

事 務 連 絡
令 和 4 年 3 月 16 日

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

老人福祉施設、障害者支援施設等の職員等に対する
アレルギー疾患に関する正しい知識の普及について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）改正し、別紙のとおり都道府県知事等宛てに通知しました。

改正後の基本指針第5（1）エにおいて、国は、「老人福祉施設、障害者支援施設等に対しても、職員等アレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う」こととされました。

一般社団法人日本アレルギー学会は、アレルギー疾患を有する者及びその家族と接する機会の多い医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士等の医療・福祉・教育・行政関係施設等の従事者を対象として、アレルギー疾患に関する専門的な情報の提供を行う「アレルギー相談員養成研修会」を定期的を開催しております。

また、日本アレルギー学会は、アレルギー疾患に関する正しい情報を提供するためのウェブサイト「アレルギーポータル」を開設しており、アレルギー疾患の症状や治療等に関する情報や関係省庁・学会等が発行する冊子等のコンテンツの充実に継続して取り組んでいるところです。

貴課におかれましても、改正後の基本指針の趣旨を御了知いただくとともに、老人福祉施設、障害者支援施設等の職員等に対するアレルギー疾患に関する正しい知識の普及のため、「アレルギー相談員養成研修会」及び「アレルギーポータル」の活用について、貴管下の自治体関係部局、関係団体及び関係者に対する周知、協力方よろしく御願いたします。

○（参考）2021年度 アレルギー相談員養成研修会 開催案内

※下記URLで、2022年度に開催される研修会について情報提供がされる予定です。

（一般社団法人日本アレルギー学会 ウェブサイト）

https://www.jsaweb.jp/modules/news_topics/index.php?content_id=586

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

○アレルギーポータル パンフレット

https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/ap_leaflet.pdf

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第 1 （ 2 ）

カ 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない乳幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対して、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。

第 5 （ 1 ）

エ 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成23年3月17日付け雇児保発0317第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、障害者支援施設等に対しても、職員等アレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。